

## 内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問（平成26年8月）

消費者契約法（平成12年法律第61号）について、  
施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、  
情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、  
契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。

裁判例等の蓄積

社会経済状況の変化

## 消費者契約法専門調査会の設置及び審議経過

- ・消費者契約法専門調査会の設置（平成26年10月）
- ・平成26年11月以降、計17回の会議を経た後、中間取りまとめを公表（平成27年8月）  
中間とりまとめに関する集中的な意見受付を実施（平成27年9月）
- ・中間取りまとめの後、平成27年10月に審議を再開し、関係団体に対するヒアリング等を実施。  
さらに計7回の会議を経た後、報告書を取りまとめ（平成27年12月）

## 本報告書で示された方向性

本報告書においては、各論点について、  
解釈の明確化で一定の対応ができるものは、解釈の明確化を図る  
解釈の明確化だけでは対応できないものは、規律の明確化に留意しつつ、速やかに法改正を行う  
と のほか、現時点で法改正を行うことについてコンセンサスが得られていないものについては、  
今後の検討課題として引き続き検討を行う  
という方向で整理。

速やかに法改正を行うべき  
内容を含む主な論点

重要事項（法第4条第4項）

不実告知による取消しに限り、「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加して列挙する。  
(想定される事例)「床下が湿っており、このままでは家が危ない」と言われ、床下への換気扇の購入・設置の契約を締結した事例

合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させたような場合に、取消しを認める規定を設ける。  
(想定される事例)呉服店において、事業者が、軽度の認知症である高齢の女性に対し、老後の生活に充てるべき資産をほとんど使ってしまうほどの量の着物を購入させた事例

取消権の行使期間  
(法第7条第1項)

取消権の行使期間のうち、短期の行使期間を1年間に伸長する。

不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

消費者が、給付を受けた当時、取り消すことができるものであることを知らなかったときは、消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定する旨の規定を設ける。

消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）/ 不当条項の類型の追加

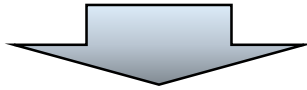
債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項を例外なく無効とする規定を設ける。  
法第10条前段の例示として、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項を挙げる。  
(想定される事例)通販で掃除機を購入したところ、掃除機が届けられた際にサプリメントが同封されており、契約の中には、継続購入が不要である旨の電話をしない限りサプリメントを継続的に購入する旨の条項が含まれていた事例

今後の検討課題として引き続き検討を行う主な論点(●)、解釈の明確化等による対応を図る主な論点(◆)

重要事項(上記以外の列挙事由等)、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(上記規定の適用対象とならない被害事例)、不当条項の類型の追加(上記以外の契約条項)、  
「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加(威迫による勧誘等)、第三者による不当勧誘、  
「解除に伴う」要件の在り方、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則 等

平成20年の特定商取引法改正では、法律の施行後5年を経過した場合において、同法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていた（附則第8条）。

内閣総理大臣から消費者委員会に対する**諮問**  
(平成27年1月20日)



特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について

## 特定商取引法専門調査会の設置及び審議経過

- ・ 特定商取引法専門調査会の設置（平成27年1月）
- ・ 平成27年3月以降、**ヒアリング**の実施を含め、計11回の会議を開催 **中間整理**を公表（平成27年8月）  
中間とりまとめに関する集中的な**意見受付**を実施（平成27年9月）
- ・ 中間整理の後、平成27年10月に審議を再開し、さらに計7回の会議を開催  
**報告書**を取りまとめ（平成27年12月）

## 本報告書の位置付け等

- ・ 本報告書は、上記のとおり諮問を受けて設置された特定商取引法専門調査会における議論を取りまとめ、政府において提言内容の実現に向け最大限の努力を行うことを期待して、**措置すべき具体的な事項を提言**するもの。
- ・ 措置すべき具体的な事項については、  
（1）分野横断的な事項、（2）個別取引分野に関する事項、（3）執行に関する事項  
に分類した上で、各項目についての〔基本的な考え方〕と〔具体的な事項〕をそれぞれ記載。

## 分野横断的な事項

### 法の規制対象の拡大（「権利」の取扱い）

指定権利制を見直し、規制の後追いという問題が解消されるよう、必要な措置が講じられるべき。

### 勧誘に関する対策

法改正による規制強化及び解釈見直しの必要性については、委員間で共通認識が形成されるには至らなかった。  
以下の各点については現時点において対策を行うべき点として意見が一致。

- ・ 法執行の強化
- ・ 自主規制の強化
- ・ 相談体制等の強化・充実
- ・ 情報共有・連携の促進
- ・ 高齢者被害対策の強化
- ・ 消費者教育の推進

### クレジット契約・金銭借入れ・預貯金の引出しを勧める行為等

事業者が消費者に支払いのために金融機関等に対して虚偽の申告を行うように唆す行為 行政庁による指示の対象とする。  
事業者が消費者を支払いのために金融機関等に連れて行く行為 消費者の求めに応じて同行する行為等の不適切とはいえない行為を除外した上で、行政庁による指示の対象とする。  
金銭借入れ・預貯金の引出しを勧める行為 事業者からの消費者に対する積極的な関与が認められる場合に対象を限定するなど、営業一般に与える影響を最小限度とする観点から、検討を行うべき。

## 個別取引分野に関する事項

### 訪問販売に関する事項（アポイントメント・セールスにおける来訪要請手段）

アポイントメント・セールス等として既に指定されている方法によって来訪させた消費者に対して、**対面で再度来訪を要請し、当初から不意打ち性が連続している状態で来訪した消費者に勧誘等を行う場合** アポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすべき。  
**SNS・電子広告といった来訪要請手段による不意打ち的な勧誘** 対象となる来訪要請手段の外延を明確にしつつ、アポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすべき。

### 通信販売に関する事項（ファクシミリ広告への対応、虚偽・誇大広告に関する取消権、通信販売事業者の表示義務、インターネットモール事業者の取扱い）

**消費者の事前の承諾等を得ることなく、事業者が一方的にファクシミリ 広告を送信する行為** 行政処分の対象として位置付ける。  
**虚偽・誇大広告に関する取消権の付与** 意見の一致をみなかった。景表法・消契法の状況等も踏まえ、必要に応じて検討。  
**通信販売事業者には義務付けられる表示事項の追加** 割賦販売法の改正の進捗を踏まえた後、必要に応じて検討。  
**インターネットモール事業者** 直ちに特定商取引法上の特別な義務を課す必要はなく、今後のトラブルの推移等を見ながら別途検討。

### 電話勧誘販売に関する事項（過量販売解除権の導入）

**電話勧誘販売においていわゆる過量販売に該当する取引** 訪問販売と同様に、解除権の導入を行うべき。  
「通常必要とされる分量を著しく超える」か否かについては、判断基準に関するガイドラインが整備されることが望まれる。

### 特定継続的役務提供に関する事項（美容医療契約への対応）

**美容医療契約** 特定継続的役務と位置付ける。  
「美容の向上を主たる目的として行う医療行為」を規制対象とし、具体的に対象となる役務については列挙していくという基本的な方向性。

### 訪問購入に関する事項（「交換」への対応）

事業者が「購入」ではなく「交換」と主張するような場合であっても、**売買契約が成立した後、その支払手段として金券が用いられた場合等** 訪問購入の規律が及ぶと考えることが適当。



## 執行に関する事項

### 行政処分の強化

業務停止命令を受けた事業者の役員等が新たに別の法人で同種の事業を行うこと等

禁止されるよう必要な法律上の措置を講じることが望まれる。

業務停止命令の期間

現在最長で1年となっているところ、悪質事業者をより長期間、市場から排除することができるようにするなど法的措置が講ぜられることを期待。

都道府県知事による行政処分の効力を都道府県の区域を越えて及ぼすことの可否

都道府県のリソースを積極的に活用することが重要であるとの観点、必要な情報を広域から収集・分析し実行するための体制充実が必要であるとの観点等を踏まえ、さらに検討を進めることが必要。

事前参入規制の導入

意見の一致をみなかった。

### 報告徴収・立入検査等の強化

虚偽報告や検査忌避等

罰則の引上げを検討。

行政処分を行うことができるよう必要な措置がなされるべき。

立入検査の対象となる「密接関係者」の範囲

広げるため必要な政令改正が行われるべき。

### その他

違反事業者の所在地が不明な場合

公示送達による行政処分に関する規定を特定商取引法に整備することが必要。

違反事業者のウェブサイトに関する行政庁からプロバイダに対する削除要請

関連事業者等の意見も聞きつつ検討が行われるべき。

特定商取引法違反に対する罰則

適切な抑止力が働く水準となるよう、法人重課等、他法の例も踏まえつつ、必要な検討を行うべき。

# 議論の経緯・視点と電力料金の概況

## 検討の経緯と視点

電気料金は家計支出の3.8%、電気料金のうち託送料金は3～4割を占める。

消費者の利益に大きく関わる

電力小売全面自由化の帰趨にも影響

託送料金の査定につき、消費者利益の擁護・増進の観点からの問題の所在・改善方法について  
内閣総理大臣から消費者委員会に諮問

## 消費者委員会「電力託送料金に関する調査会」で調査審議

- ・消費者委員会「公共料金等専門調査会」の下に平成28年5月20日設置(平成28年7月15日までに計6回開催)
- ・料金の適正性等の観点から、託送料金の査定等について取りまとめ

答申

## 電気料金・託送料金の概況

### (1) 日本の状況

電気料金

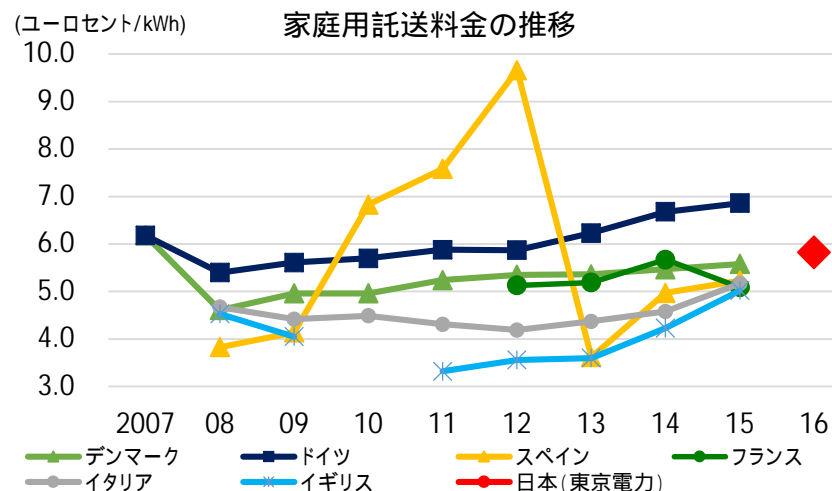
東日本大震災以降、燃料費増加や料金値上げにより上昇傾向  
平成27年以降は原油価格下落に伴い下落傾向

(産業用) 託送料金

特別高圧・高圧の託送料金は、総じて緩やかな下落傾向

### (2) 国際比較

諸外国の電気料金・託送料金は、総じて上昇傾向  
日本の託送料金は、比較的高水準と考えられる。



\* 欧州のnetwork costと日本の託送料金の定義には差がある可能性がある。  
 \* Eurostat掲載のデータ及び東京電力託送供給等約款から作成。電源開発促進税(0.375円/kWh)は含まない。  
 \* 日本の託送料金は、平成28年5月のOECD為替レート(1ユーロ=123.0円)を使用。

# 託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

## 1. 原価低減の託送料金への反映

### 現状・課題

託送料金の値下げ改定は事業者の任意による届出制となっているため、**コスト削減結果が託送料金の値下げに必ずしも十分に反映されない懸念がある。**

- デフレ脱却が課題で、企業経営効率化が求められる経済社会状況下では、原価の多くは低減傾向
- 値上げ改定は認可制だが、事業者に効率化インセンティブを与える目的で値下げ改定は届出制
- 事業者の超過利潤累積額が一定水準を超えた場合等には料金変更認可申請命令が発動されるが、事業者が発動を避けるべくコスト増加を図る可能性がないとはいえず、原価の低減を託送料金に反映させる機能としては疑問

### 対応策

例えば、**原価算定期間を3～5年とし、その終了後には原価を洗い替える**等により、原価低減を託送料金に反映する機会を適時かつ実質的に確保する。

- 欧州の多くの国では、原価算定期間(3～5年が多い)後は、必要的に原価の洗い替えが行われる。我が国の現行制度においては、原価算定期間(3年)後も、事業者からの申請がなければ洗い替えは行われない。
- 経常的な事業コスト低減分の料金反映機会を逸しないよう、料金改定に当たっては、将来的にはメリットがある必要な大規模設備投資等のコストは、経常的な事業コストから切り分けた上で、個別に審査することが必要である。

欧州各国における原価算定期間

国	原価算定期間
英国	8年(RIIO方式) 5年(PRI-X方式)
ドイツ、ノルウェー	5年
スウェーデン、フランス、 スペイン、ベルギー	4年
オランダ	3年



# 託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

## 2. 固定費の配分

### 現状・課題

託送料金原価の大部分(約8割)を占める固定費の家庭向け・産業向けの配分において、**低圧需要(家庭向け)に過大な配分となっている懸念**がある。

- 91 〇 現在、固定費の家庭向け(低圧)や、産業向け(特別高圧・高圧)への配分は、最大電力、夏期・冬期のピーク時の需要電力及び発受電量を2:1:1の割合で加重した配分方法等が行われている。  
→電力量(kWh)に基づく考え方及びピーク需要(kW)に基づく考え方のどちらの観点からみても、家庭向けに過大な配分がなされる結果となっているが、これを正当化する十分な理由を見つけることは難しい。

### 対応策

当面の対応としては、**一般消費者に過大な負担を課さない配分基準に修正**することが必要

一律の基準による配分は十分に精密とはいえず、中期的には、設備投資の必要性を**実測データに基づきより精密に把握し、コストを適切に配分**することが必要

- 〇 詳細な電力情報に基づく配分は、過剰投資抑制や省エネ・料金抑制に役立つ。
- 〇 中期的には、送配電サービスの多様化に応じ、コストに見合った送配電サービスを提供するための託送料金制度の整備にも取り組む必要がある。

## 託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

### 3. 個別の原価の適正性

#### 現状・課題

事業者が地域独占の下で自ら効率化を徹底する事業環境にはない。  
十分な競争性の下での調達が行われにくいいため、資料・役務調達コストについて市場メカニズムを通じた適正な原価水準の把握が困難

原則10%とされた資材・役務調達効率化については、更なる効率化・コスト削減が可能

○ 託送料金認可に際し、資材・役務調達コストは東日本大震災前の価格水準から原則10%の効率化を求めることとされた。

○ 近時の効率化に係る実績値は、認可時の計画値を越えている。

92 ○ 競争発注への移行や仕様・設計、調達先見直し・工夫を更に推進する余地がみられる。

例) 競争発注比率(目標値)・・・東京電力 60%(平成27年度実績値65%)、その他大半 30~35%

・汎用標準的でなく、自社独自の仕様であるものも多い

#### 対応策

事業者が効率化努力を継続するよう外部から恒常的な監視が必要であり、経済産業省による検証を強化・拡充すべき

各社の効率化の取組状況や効率化水準の妥当性について定期的に(例えば毎年)検証・評価  
競争発注比率の引上げ、仕様・設計の汎用化・標準化等につき目標設定を各社に課す

○ 検証・評価に当たっては、経験豊富な専門家の参画が必要がある。

○ 金額の大きな調達案件等については、調達方式、仕様・設計、調達手続、応札状況等を個別に検証する必要がある。

○ 料金審査においても、検証・評価の結果(効率化水準、適正原価水準等)を前提として、個別原価の査定を厳格に行うべきである。

# 託送料金の査定等に関する主な課題と対応策

## 4. 消費者への積極的な情報提供・意見反映

### 現状・課題

電気料金に託送料金が含まれていることや、電源開発促進税等が託送料金の仕組みを通じて集められていることについて**消費者への周知・納得が不十分**

- 託送料金について、消費者の理解・納得が進み、消費者からの監視機能が強化されることが重要。
- 使用済燃料再処理等既発電費用、電源開発促進税等は、本来、送配電事業に要する費用でないが、全ての需要家が負担するものとして、託送料金の仕組みを通じて集め、託送料金の原価に算入されている。
- 現在公開されている情報は、必ずしも専門知識を持たない一般消費者が理解することは容易でない。
- 93 ○ 「適正な電力取引についての指針」では、小売電気事業者は請求書、領収書等で託送料金相当支払額を明記することが望ましいとされる。

### 対応策

託送料金の仕組み、料金の推移、料金の算定根拠や原価構成等につき、一般消費者に**分かりやすい情報提供を推進**すべき

- 関係府省等も、相互に協力しつつ、情報提供に一層取り組むべき
- 託送料金について、消費者とのコミュニケーションの場の設定等により、消費者の意見を反映する機会を拡大していく必要
- 電源開発促進税等は、送配電のネットワークに要する費用と区別した形で原価算定及び料金の明示を行うべき。なお、政策的観点からの費用を託送料金で徴収していることについては、消費者への過度な負担を求めることにつながらないよう慎重であるべき。

# 答申品目一覧

資料2-3-4

下記品目については、消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

平成25年7月25日付消費表第206号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
葛のめぐみ	株式会社東洋新薬	本品は、体脂肪やお腹の脂肪に作用する葛の花エキスを含んでいるので、お腹の脂肪が気になる方、お腹周リやウエストサイズが気になる方、体脂肪が気になる方、肥満が気になる方に適しています。	平成27年9月9日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成24年1月27日付消費表第20号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
大麦若葉粉末	山本漢方製薬株式会社	本品は、大麦若葉由来の食物繊維を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、お腹の調子を健やかに保ちたい方やお通じの気になる方に適している可能性があります。	平成27年11月10日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成23年11月10日付消費表第442号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
素肌ウオーター	株式会社 資生堂	本品は、肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しづらい方に適しています。	平成27年12月22日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成26年7月31日付消費表第172号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ヘルシオ緑茶a	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	平成28年1月19日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成27年7月16日付消費表第357号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
2つの働きカテキン緑茶500	株式会社伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させ、体脂肪がつきにくいのが特長です。また、本品はコレステロールの吸収をおだやかにする茶カテキンの働きにより、血清コレステロール、特にLDL(悪玉)コレステロールを減らすのが特長です。体脂肪が気になる方やコレステロールが高めの方に適しています。	平成28年2月23日

※「製品名」「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

2つの働きカテキンジャスミン茶	株式会社伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させ、体脂肪がつきにくいのが特長です。また、本品はコレステロールの吸収をおだやかにする茶カテキンの働きにより、血清コレステロール、特にLDL(悪玉)コレステロールを減らすのが特長です。体脂肪が気になる方やコレステロールが高めの方に適しています。	平成28年2月23日
-----------------	---------	---	------------

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成27年9月15日付消費表第491号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ナチュラル 恵 megumi	雪印メグミルク株式会社	カゼイ菌SP株(カゼイ菌SBT2055)とビフィズス菌SP株(BロンガムSBT2928)の働きにより、腸内環境の改善に役立ちます。	平成28年2月23日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成27年11月10日付消費表第570号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ヘルシア緑茶 すつきりa	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	
ヘルシア五穀めぐみ茶a	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	平成28年2月23日
ヘルシアあつたか緑茶a	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	
ヘルシア紅茶a	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	

※以上4品目は「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成27年9月15日付消費表第491号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
特茶カフェインゼロ	サントリー食品インターナショナル株式会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	平成28年3月23日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成27年11月10日付消費表第570号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ヘルシアスーパーグリーンザンバ	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	
ヘルシアスーパーグリーンザンバ	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	
ヘルシアスーパーグリーンザンバ	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	平成28年3月23日
ヘルシア緑茶 うまみ賢沢社立て	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	

※以上5品目は「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成27年9月15日付消費表第491号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
三ツ矢サイダーW(ダブル)	アサヒ飲料株式会社	本品は食物繊維(難消化性デキストリン)のばたらきにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで、血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を持ちがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、食事から摂取した糖の吸収をおだやかにすることで、血糖値の上昇をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	平成28年6月2日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成26年10月23日付消費表第255号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
キリン メッツ スーパーリングウォーター	キリンビバレッジ株式会社	本品は、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させる難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、脂肪の多い食事を持ちがちな方、食後の血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	平成28年7月13日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。



平成27年9月15日付消費表第491号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
キリン ムッツ コーラ 270ml	キリンビバレッジ株式会社	本品は、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させる難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	
キリン ムッツ スパーク リンゲラウオーター 270ml	キリンビバレッジ株式会社	本品は、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させる難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	平成28年7月13日
キリン ムッツ ジン ジャーエール 270ml	キリンビバレッジ株式会社	本品は、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させる難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	
キリン ムッツ スパーク リンゲラエネード 270ml	キリンビバレッジ株式会社	本品は、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させる難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	

※以上4品目は「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成27年11月10日付消費表第570号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ヘルシアウオーターa	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	平成28年8月17日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。